

藤枝総合庁舎緑地管理業務委託契約書

静岡県藤枝財務事務所（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別紙「設計書」に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

（委託契約期間）

第3条 この委託の契約期間は、令和7年5月16日から令和8年3月16日までとする。

（申出義務）

第4条 乙は、この契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費及び支払方法）

第5条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金_____円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税額_____円）を支払うものとする。このうち、令和7年5月から9月分は金_____円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税額_____円）、令和7年10月から令和8年3月分は金_____円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税額_____円）とする。

2 乙は、前項の委託費を第10条第2項に規定する甲の確認を受けた後、半期毎、甲に請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときには、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により第3条の委託契約期間中に業務を継続する見込がないと認められるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙の業務が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を履行する意思がないと認められたとき。
- (6) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (7) 乙が契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (8) 乙が契約の履行の一部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (9) 甲がこの契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (10) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

（損害賠償責任）

第8条 乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、直ちにその損害を被

害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務計画表等の提出)

第9条 乙は、この契約の締結後5日以内に、業務実施計画表（様式第1号）を提出しなければならない。

2 乙は、現場代理人及び主任技術者を定め、前項の業務実施計画表提出の際に甲に対して報告しなければならない。

(処理状況の調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2 乙は、各業務実施後に、報告書（様式任意）を作成し、甲に提出しなければならない。

(契約の変更)

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(委託費の処理)

第12条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算する。

(定めのない事項の処理)

第13条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 7 年 5 月 16 日

(甲) 藤枝市瀬戸新屋362番地の 1

静岡県藤枝財務事務所

所長 平山 親子

(乙)

業務実施計画表

令和7年度 藤枝総合庁舎緑地管理業務委託

月	実施予定日	業 務 内 容
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

＊業務内容が多い場合は、適宜別紙を添付すること

上記のとおり実施したく計画表を提出します。

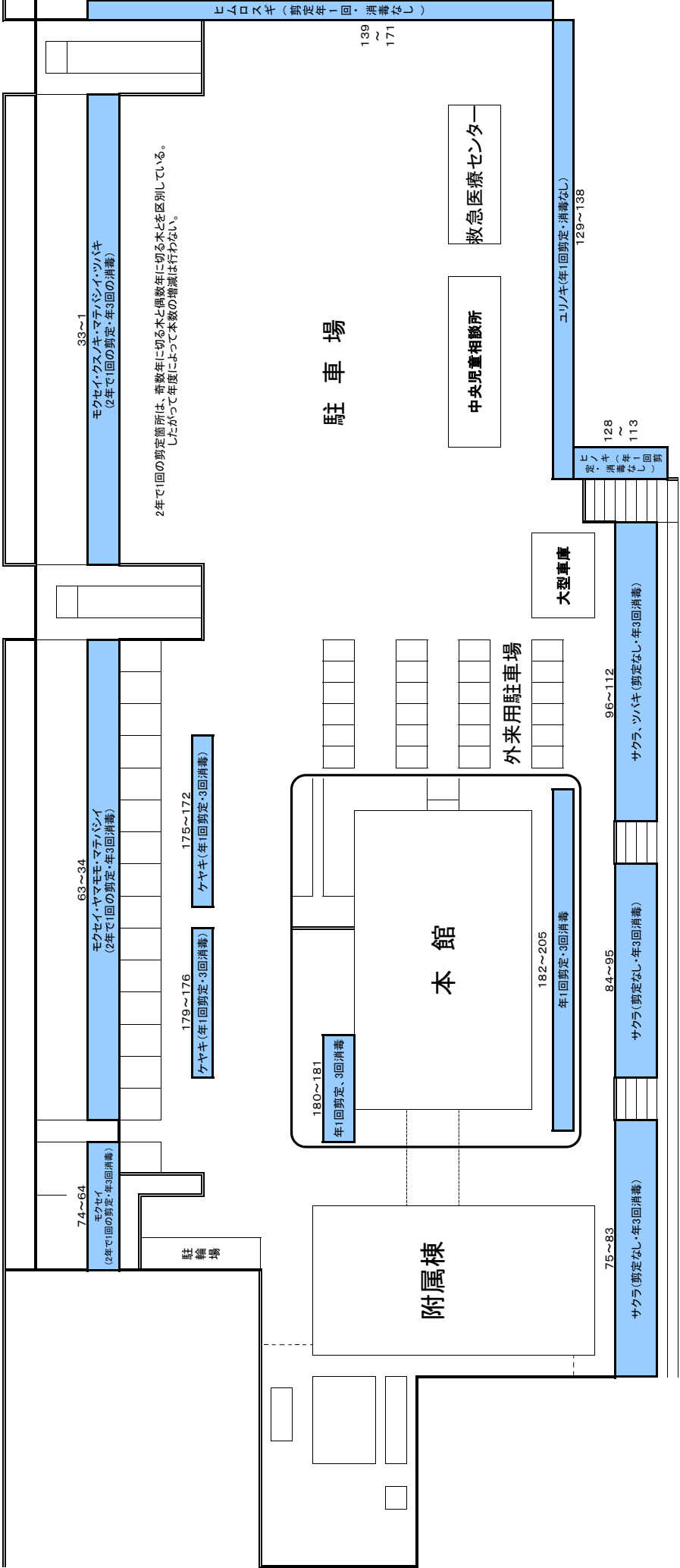
令和 年 月 日

委託者 静岡県藤枝財務事務所長 様

受託者 住所
氏名

藤枝総合庁舎樹木(高木)位置図

県道島田岡部線



藤枝総合庁舎樹木（高木）一覧表

No.	樹 種 名	規 格			備 考
		H (m)	C (m)	W (m)	
1	マテバシイ	6.00	0.99	6.00	2年で1回の剪定及び1年で3回の消毒
2	ツバキ	2.50	—	1.50	〃
3	ツバキ	1.50	—	0.50	〃
4	クスノキ	6.00	0.70	5.00	〃
5	ツバキ	2.50	—	2.50	〃
6	マテバシイ	4.50	0.74	4.50	〃
7	ツバキ	2.00	—	1.20	〃
8	ツバキ	2.00	—	1.20	〃
9	クスノキ	6.50	0.92	6.00	〃
10	ツバキ	2.00	—	1.50	〃
11	マテバシイ	5.50	1.02	5.00	〃
12	ツバキ	2.00	—	1.50	〃
13	クスノキ	6.00	0.85	6.00	〃
14	ツバキ	2.00	—	1.50	〃
15	マテバシイ	5.00	0.76	5.00	〃
16	ツバキ	2.50	—	1.20	〃
17	ツバキ	1.20	—	1.00	〃
18	クスノキ	7.00	1.52	6.00	〃
19	ツバキ	1.50	—	1.00	〃
20	マテバシイ	6.50	0.73	4.50	〃
21	ツバキ	2.50	—	1.50	〃
22	ツバキ	2.50	—	1.50	〃
23	クスノキ	6.50	0.96	6.50	〃
24	ツバキ	2.00	—	1.50	〃
25	マテバシイ	6.50	0.92	4.50	〃
26	ツバキ	2.50	—	1.50	〃
27	ツバキ	2.50	—	1.50	〃
28	クスノキ	7.00	1.12	6.00	〃
29	ツバキ	2.00	—	1.00	〃
30	マテバシイ	5.50	0.75	5.50	〃
31	ツバキ	2.50	—	1.50	〃
32	キンモクセイ	4.50	1.09	4.00	〃
33	ツバキ	2.00	—	1.50	〃
34	キンモクセイ	5.00	1.90	4.00	〃
35	マテバシイ	5.00	0.93	5.00	〃

No.	樹 種 名	規 格			備 考
		H (m)	C (m)	W (m)	
36	キンモクセイ	4.00	0.41	2.00	2年で1回の剪定及び1年で3回の消毒
37	キンモクセイ	4.00	0.61	2.00	〃
38	ヤマモモ	5.50	0.89	4.00	〃
39	キンモクセイ	3.50	0.49	2.00	〃
40	マデバシイ	5.00	0.71	3.00	〃
41	キンモクセイ	3.50	1.14	2.50	〃
42	ヤマモモ	5.00	1.28	3.00	〃
43	キンモクセイ	4.00	0.70	2.50	〃
44	マデバシイ	5.00	0.83	4.00	〃
45	キンモクセイ	4.00	0.63	2.50	〃
46	ヤマモモ	5.00	0.99	4.00	〃
47	キンモクセイ	4.00	0.46	2.50	〃
48	マデバシイ	5.00	0.97	4.00	〃
49	キンモクセイ	4.00	0.44	2.00	〃
50	ヤマモモ	5.50	0.92	4.00	〃
51	キンモクセイ	4.00	0.54	2.00	〃
52	マデバシイ	5.50	1.02	4.00	〃
53	キンモクセイ	3.50	0.41	1.50	〃
54	ヤマモモ	6.00	0.93	4.00	〃
55	キンモクセイ	4.50	0.56	2.00	〃
56	マデバシイ	5.00	0.81	4.00	〃
57	キンモクセイ	4.00	0.77	2.50	〃
58	ヤマモモ	5.00	0.72	3.00	〃
59	キンモクセイ	3.50	0.40	2.00	〃
60	マデバシイ	5.00	1.07	5.00	〃
61	キンモクセイ	3.00	0.45	2.00	〃
62	キンモクセイ	4.00	0.54	3.00	〃
63	キンモクセイ	3.00	0.62	2.00	〃
64	ツバキ	1.00	—	0.50	〃
65	キンモクセイ	3.00	0.50	2.00	〃
66	ツバキ	1.00	—	0.50	〃
67	キンモクセイ	3.00	0.63	2.00	〃
68	ツバキ	1.50	—	0.50	〃
69	キンモクセイ	3.00	0.80	2.00	〃
70	ツバキ	1.00	—	0.50	〃
71	キンモクセイ	4.00	0.60	3.00	〃
72	キンモクセイ	4.00	1.12	1.50	〃

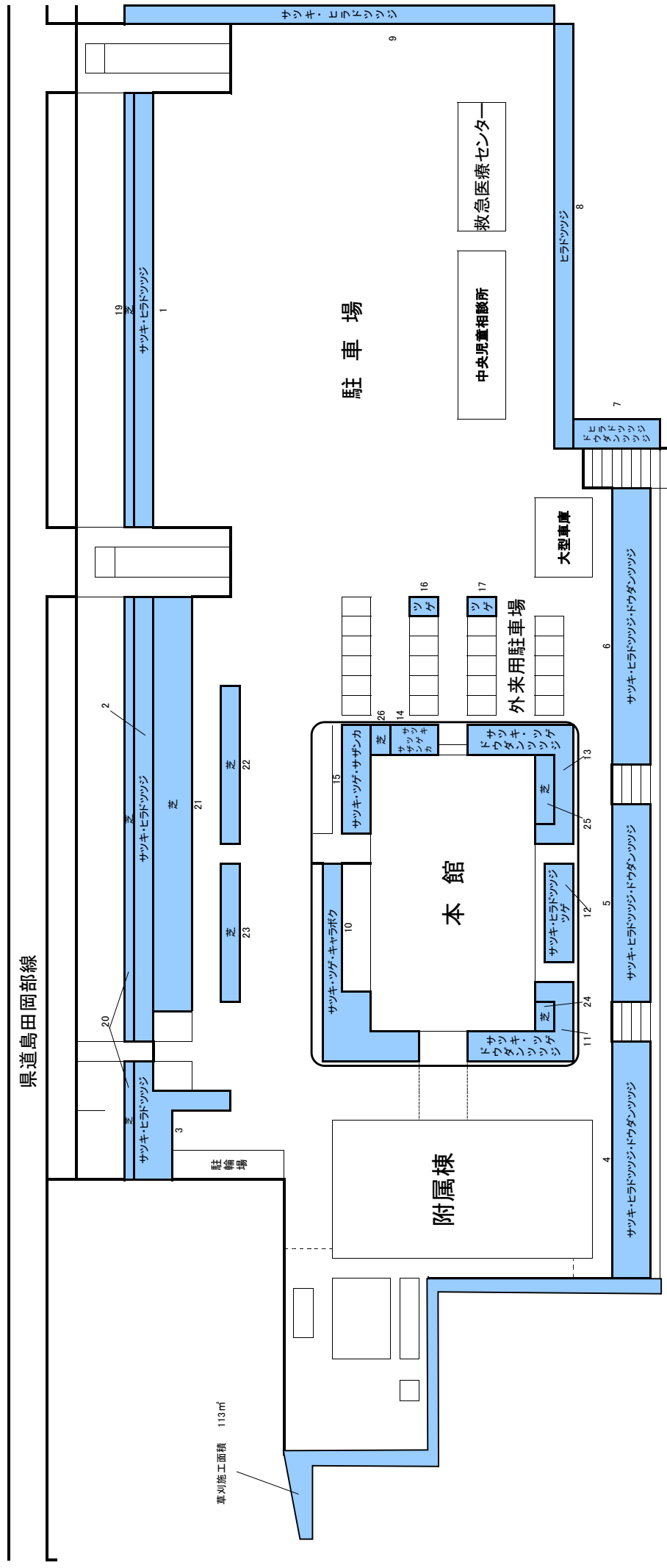
No.	樹 種 名	規 格			備 考
		H (m)	C (m)	W (m)	
73	キンモクセイ	4.00	0.70	1.50	2年で1回の剪定及び1年で3回の消毒
74	キンモクセイ	4.00	0.56	3.00	〃
75	ソメイヨシノ	6.00	1.00	5.00	1年で3回の消毒のみ
76	ヤマボウシ	5.50	0.37	3.00	〃
77	ソメイヨシノ	7.00	0.68	6.00	〃
78	カバノキ類	6.00	0.65	4.00	〃
79	ソメイヨシノ	6.00	0.86	6.00	〃
80	ヤマボウシ	3.50	0.40	2.00	〃
81	ソメイヨシノ	7.00	0.85	6.00	〃
82	ソメイヨシノ	7.00	1.04	5.00	〃
83	ヤマボウシ	3.50	0.27	2.00	〃
84	ウメモドキ	2.00	—	2.00	〃
85	ソメイヨシノ	5.00	0.99	6.00	〃
86	ソメイヨシノ	6.00	0.81	6.00	〃
87	ウメモドキ	1.50	—	1.00	〃
88	ウメモドキ	2.00	—	1.50	〃
89	ヤマボウシ	4.00	0.28	3.00	〃
90	エゴノキ	3.50	0.42	3.00	〃
91	ソメイヨシノ	6.00	0.90	5.00	〃
92	クロガネモチ	4.00	0.62	2.00	〃
93	ソメイヨシノ	6.00	1.14	6.00	〃
94	ツバキ	2.00	—	2.00	〃
95	ヤマボウシ	5.00	0.51	4.00	〃
96	ヤマボウシ	4.50	0.57	3.00	〃
97	ツバキ	3.00	—	1.50	〃
98	ソメイヨシノ	5.50	0.94	5.00	〃
99	ソメイヨシノ	5.50	1.03	5.00	〃
100	ツバキ	1.50	—	1.00	〃
101					(伐採済み)
102	ツバキ	2.00	—	1.50	1年で3回の消毒のみ
103	ソメイヨシノ	5.50	0.88	6.00	〃
104	ソメイヨシノ	5.50	0.93	5.00	〃
105	ツバキ	2.00	—	1.50	〃
106	ヤマボウシ	4.00	0.42	3.00	〃
107	ツバキ	1.50	—	1.00	〃
108	ソメイヨシノ	6.00	1.25	6.00	〃
109	ツバキ	2.00	—	1.00	〃

No.	樹 種 名	規 格			備 考
		H (m)	C (m)	W (m)	
110	ソメイヨシノ	6.50	1.12	6.00	1年で3回の消毒のみ
111	ツバキ	2.00	—	1.50	〃
112					(伐採済み)
113					(伐採済み)
114					(伐採済み)
115	ヒノキ	5.00	0.20	1.00	1年で1回の剪定
116	ヒノキ	5.00	0.25	1.00	〃
117	ヒノキ	5.00	0.40	1.00	〃
118	ヒノキ	5.00	0.36	1.00	〃
119	ヒノキ	5.00	0.30	1.00	〃
120	ヒノキ	5.00	0.41	1.50	〃
121	ヒノキ	5.00	0.27	1.00	〃
122	ヒノキ	5.00	0.56	1.00	〃
123	ヒノキ	5.00	0.29	1.00	〃
124	ヒノキ	5.00	0.61	1.00	〃
125	ヒノキ	5.00	0.66	1.50	〃
126	ヒノキ	5.00	0.29	1.00	〃
127	ヒノキ	5.00	0.25	1.00	〃
128	ヒノキ	5.00	0.48	1.50	〃
129	ソメイヨシノ	6.00	2.37	6.00	1年で3回の消毒のみ
130	ユリノキ	5.50	0.62	1.50	1年で1回の剪定及び1年で3回の消毒
131	ユリノキ	6.00	0.65	2.00	〃
132					(伐採済み)
133	ユリノキ	6.00	0.68	2.50	1年で1回の剪定及び1年で3回の消毒
134	ユリノキ	5.00	0.60	1.50	〃
135	ユリノキ	5.00	0.64	1.50	〃
136	ユリノキ	5.00	0.68	1.50	〃
137	ユリノキ	4.50	0.60	1.00	〃
138	ユリノキ	4.50	0.60	1.00	〃
139	ヒムロスギ	4.00	0.37	1.00	1年で1回の剪定
140	ヒムロスギ	7.00	0.80	1.50	〃
141	ヒムロスギ	7.00	0.66	1.50	〃
142	ヒムロスギ	7.00	0.70	1.50	〃
143	ヒムロスギ	7.00	0.70	1.50	〃
144	ヒムロスギ	7.00	0.65	1.50	〃
145	ヒムロスギ	7.00	0.69	1.50	〃
146					(伐採済み)

No.	樹 種 名	規 格			備 考
		H (m)	C (m)	W (m)	
147	ヒムロスギ	7.00	0.69	1.50	1年で1回の剪定
148	ヒムロスギ	5.00	0.59	1.50	〃
149	ヒムロスギ	6.00	0.62	2.00	〃
150	ヒムロスギ	4.00	0.57	1.50	〃
151	ヒムロスギ	6.00	0.53	1.50	〃
152	ヒムロスギ	7.00	0.56	1.50	〃
153					(伐採済み)
154	ヒムロスギ	4.50	0.60	3.00	1年で1回の剪定
155					(伐採済み)
156					(伐採済み)
157					(伐採済み)
158	ヒムロスギ	4.50	0.48	1.00	1年で1回の剪定
159	ヒムロスギ	5.00	0.53	1.50	〃
160					(伐採済み)
161					(伐採済み)
162	ヒムロスギ	7.00	0.47	2.00	1年で1回の剪定
163	ヒムロスギ	6.50	0.66	2.00	〃
164	ヒムロスギ	4.00	0.48	2.00	〃
165					(伐採済み)
166	ヒムロスギ	7.00	0.59	1.50	1年で1回の剪定
167	ヒムロスギ	7.00	0.55	1.50	〃
168					(伐採済み)
169	ヒムロスギ	5.00	0.49	1.50	1年で1回の剪定
170	ヒムロスギ	5.50	0.53	1.50	〃
171	ヒムロスギ	5.00	0.62	2.50	〃
172	ケヤキ	5.50	0.82	3.50	1年で1回の剪定及び1年で3回の消毒
173	ケヤキ	5.50	0.88	5.00	〃
174	ケヤキ	6.00	0.93	5.00	〃
175	ケヤキ	7.00	1.06	5.00	〃
176	ケヤキ	5.00	0.96	4.00	〃
177	ケヤキ	7.00	1.11	5.00	〃
178	ケヤキ	6.50	1.09	5.00	〃
179	ケヤキ	8.00	0.89	4.00	〃
180	フジ	—	0.27	—	〃
181	フジ	—	0.52	—	〃
182	モッコク	3.00	0.40	1.50	〃
183	クスノキ	7.00	1.03	5.00	〃

No.	樹 種 名	規 格			備 考
		H (m)	C (m)	W (m)	
184	シイ類	6.00	0.93	2.50	1年で1回の剪定及び1年で3回の消毒
185	サザンカ	2.00	—	1.50	〃
186	サザンカ	2.00	—	1.00	〃
187	シイ類	5.00	0.70	2.00	〃
188					(伐採済み)
189	キンモクセイ	3.50	0.42	1.50	1年で1回の剪定及び1年で3回の消毒
190	シイ類	5.00	0.64	1.50	〃
191	サザンカ	3.00	—	1.50	〃
192	サザンカ	3.00	—	2.00	〃
193	ナツツバキ	3.50	0.20	2.00	〃
194	モッコク	3.00	0.15	1.00	〃
195	モッコク	3.00	0.31	2.00	〃
196	ケヤキ	8.00	0.93	5.00	〃
197	モッコク	3.00	0.25	1.50	〃
198	クスノキ	8.00	1.46	6.00	〃
199	サザンカ	3.00	—	1.50	〃
200	サザンカ	3.00	—	1.00	〃
201	ヤマモモ	5.50	0.81	2.50	〃
202	キンモクセイ	3.50	0.47	1.00	〃
203	キンモクセイ	3.50	0.63	1.00	〃
204	キンモクセイ	3.00	0.65	1.00	〃
205	ケヤキ	7.00	1.22	3.50	〃

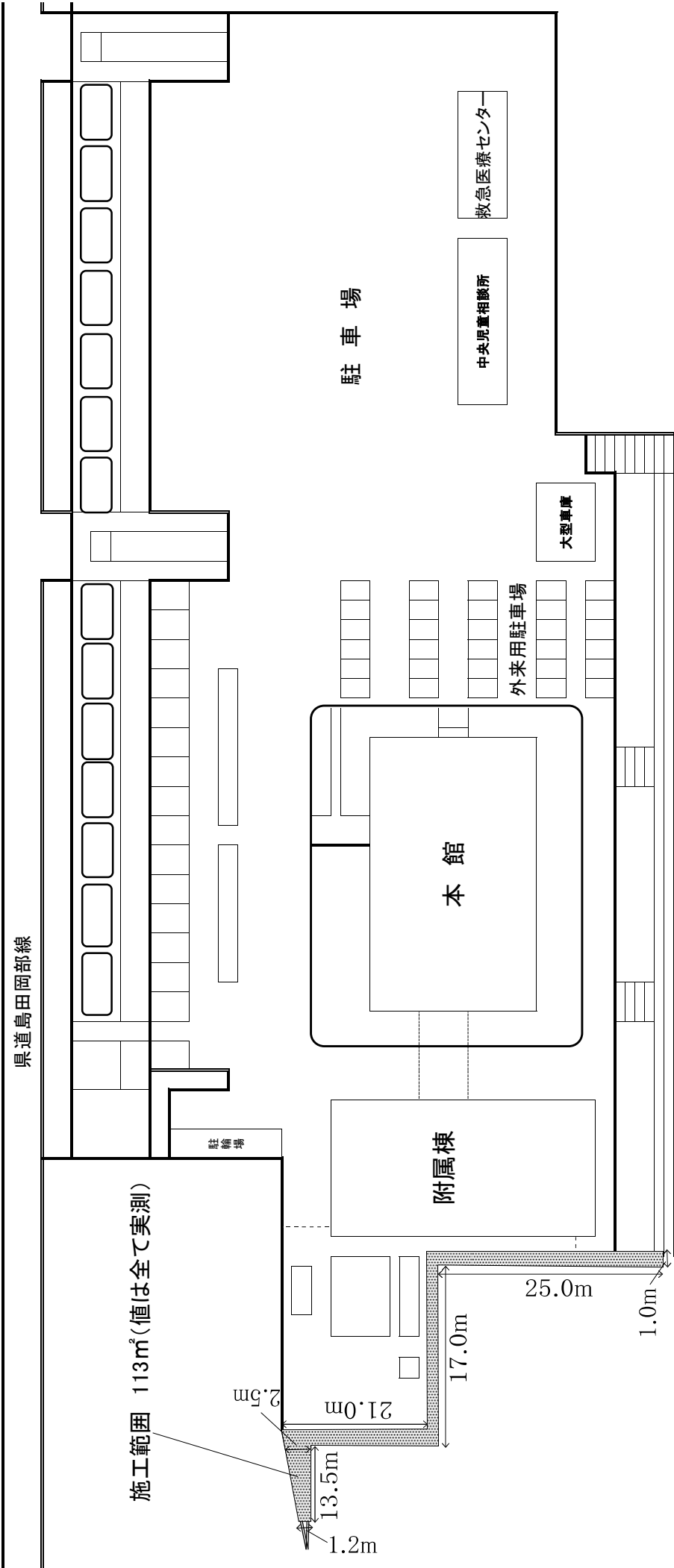
藤枝總合庁舎樹木(低木・芝・草刈)位置図



藤枝総合庁舎樹木（低木・芝）一覽表

[illegible]

藤枝総合庁舎 機械除草位置置図



令和7年度

藤枝総合庁舎 緑地管理業務委託設計書

業務箇所 藤枝市瀬戸新屋362-1

静岡県

業 務 概 要

藤枝総合庁舎 緑地管理業務

植樹帯管理工

芝地帯管理工

以上

藤枝総合庁舎 緑地管理業務委託設計書

設計金額

内

訳

符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単位	単 価	金 額	摘 要
1	植樹帯管理工						
i	殺虫剤散布(夏季)	年3回(2,841 $\frac{1}{2}$ ×3)	8,523	$\frac{1}{2}$ リットル			
ii	下木刈込・寄植剪定	年1回(1,656 m^2 ×1)	1,656	m^2			
iii	上中木剪定(中木剪定)①	1回/年 樹高100～200cm	4	本			
iv	〃 ②	1回/年 樹高200～300cm	10	本			
v	上中木剪定(高木剪定)①	1回/年 幹周60cm未満	40	本			
vi	〃 ②	1回/年 幹周60cm以上	63	本			
vii	機械除草	3回/年(113 m^2 ×3回)	339	m^2			
	計						
2	芝地帯管理工						
i	除草剤散布①	1回/年	627	m^2			
ii	除草剤散布②	1回/年	627	m^2			
iii	除草剤散布③	1回/年	627	m^2			
iv	施肥	2回/年(627 m^2 ×2)	1,254	m^2			
v	芝刈	2回/年(627 m^2 ×2)	1,254	m^2			
	計						
	業務価格						
	消費税及び地方消費税						
	計						

符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単位	単 価	金 額	摘 要
	(業務数量等明細)						
1	植樹帯管理工						
					1 ^{リツ} _{トル} 単価		
i	殺虫剤散布(夏季)	(1000 ^{リツ} _{トル} あたり)					
	トレボン乳剤	500cc／本	1	本			
	トアローフロアブルCT	500cc／本	2	本			
	トップジンM水和剤	500g／袋	2	袋			
	展着剤		2	本			
	特殊作業員		0.9	人			
	軽作業員		0.9	人			
	散布機械損料	燃料共	1	式			
	トラック運転	2t	0.9	日			
	計						
					1 ^{リツ} _{トル} 単価		
ii	下木刈込・寄植剪定	(100m ² あたり)					
	寄植剪定	低木	100	m ²			
	発生材処分費	2tトラック運搬共(人力荷卸し)	0.8	m ³			
	計						
					1m ² 単価		
iii	上中木剪定(中木剪定)①	(10本あたり)					
	中木剪定	樹高100～200cm	10	本			
	発生材処分費	2tトラック運搬共(人力荷卸し)	0.1	m ³			
	計						
					1本単価		
iv	上中木剪定(中木剪定)②	(10本あたり)					
	中木剪定	樹高200～300cm	10	本			
	発生材処分費	2tトラック運搬共(人力荷卸し)	0.2	m ³			
	計						
					1本単価		
v	上中木剪定(高木剪定)①	10本あたり					
	高木剪定	幹周60cm未満	10	本			
	発生材処分費	2tトラック運搬共(人力荷卸し)	0.3	m ³			
	計						
					1本単価		
vi	上中木剪定(高木剪定)②	10本あたり					

符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単位	単 価	金 額	摘 要
	高木剪定	幹周60cm以上	10	本			
	発生材処分費	2tトラック運搬共(人力荷卸し)	0.9	m ³			
	計						
					1本単価		
vii	機械除草	(100m ² あたり)					
	機械草刈		100	m ²			
	発生材処分費	2tトラック運搬共(人力荷卸し)	0.25	m ³			
	計						
					1m ² 単価		
2	芝地帯管理工						
i	除草剤散布①	(1000m ² あたり)					
	ザイトロン	500cc／本	2	本			
	アージラン	500cc／本	3	本			
	造園工		0.1	人			
	普通作業員		0.1	人			
	散布機械損料	燃料共	1	式			
	トラック運転	2t	0.1	日			
	計						
					1m ² 単価		
ii	除草剤散布②	(1000m ² あたり)					
	ザイトロン	500cc／本	2	本			
	アージラン	500cc／本	3	本			
	MCP	500cc／本	2	本			
	造園工		0.1	人			
	普通作業員		0.1	人			
	散布機械損料	燃料共	1	式			
	トラック運転	2t	0.1	日			
					1m ² 単価		
iii	除草剤散布③	(1000m ² あたり)					
	MCP	500cc／本	2	本			
	アージラン	500cc／本	3	本			
	造園工		0.1	人			
	普通作業員		0.1	人			
	散布機械損料	燃料共	1	式			

符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単位	単 価	金 額	摘 要
	トラック運転	2t	0.1	日			
	計						
					1 m ² 単価		
iv	施肥	(1000 m ² あたり)					
	肥料 バーディーグリーン	20Kg／袋	3	袋			
	造園工		0.3	人			
	軽作業員		0.1	人			
	計						
					1 m ² 単価		
v	芝刈工	(1000 m ² あたり)					
	芝刈工		1,000	m ²			
	発生材処分	2tトラック運搬共(人力荷卸し)	1.5	m ³			
	計						
					1 m ² 単価		